

DVについて

令和元年度 第3回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会
令和元年11月18日(月)18:30～

D V (ドメスティック・バイオレンス) とは

夫婦や交際相手など、親密な関係でおこる**暴力**によるコントロール

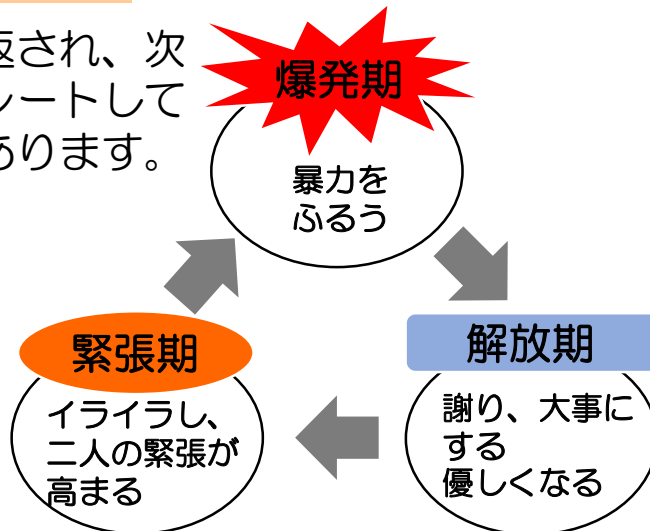
※子どもの面前でのDVは児童虐待になります

暴力の種類

身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	社会的暴力	性的暴力
<ul style="list-style-type: none">●殴る ●蹴る●首を絞める●物を投げつける●監禁する●家に入れない●食事や睡眠を制限する	<ul style="list-style-type: none">●どなる ●脅す●人前や子どもの前で侮辱する●無視する●大切なものを壊す・捨てる●自殺すると脅す	<ul style="list-style-type: none">●生活費を渡さない●無理やり働かせる●働かせない●お金の使い道を細かくチェックする●借金させる	<ul style="list-style-type: none">●行動を監視する●外出・電話・メールを制限する●他者と接触させない	<ul style="list-style-type: none">●性行為を無理強いする●避妊に協力しない●中絶を強要する●性的動画などを無理やり見せる●性的な写真を撮るなど

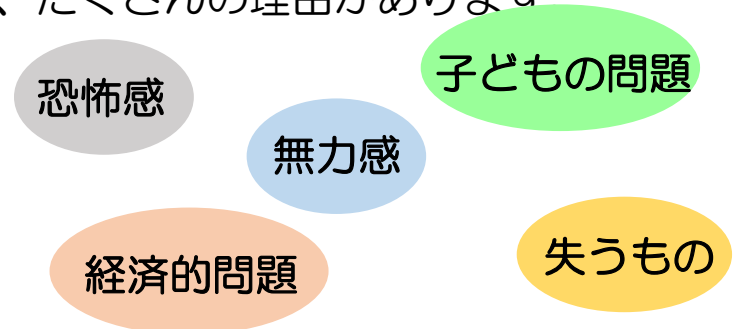
DVのサイクル

暴力は繰り返され、次第にエスカレートしていく傾向があります。



被害者はなぜ逃げるできないのか

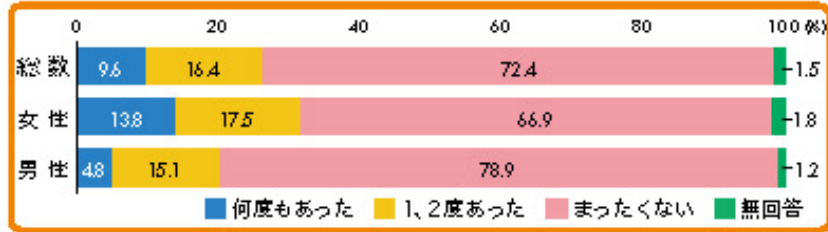
「逃げない」「逃げられない」の背景には、たくさんの理由があります



暴力を受け続けることで逃げる気力も体力もなくなってしまいます。

DVの経験について

DVの発生状況



女性の約3人に1人

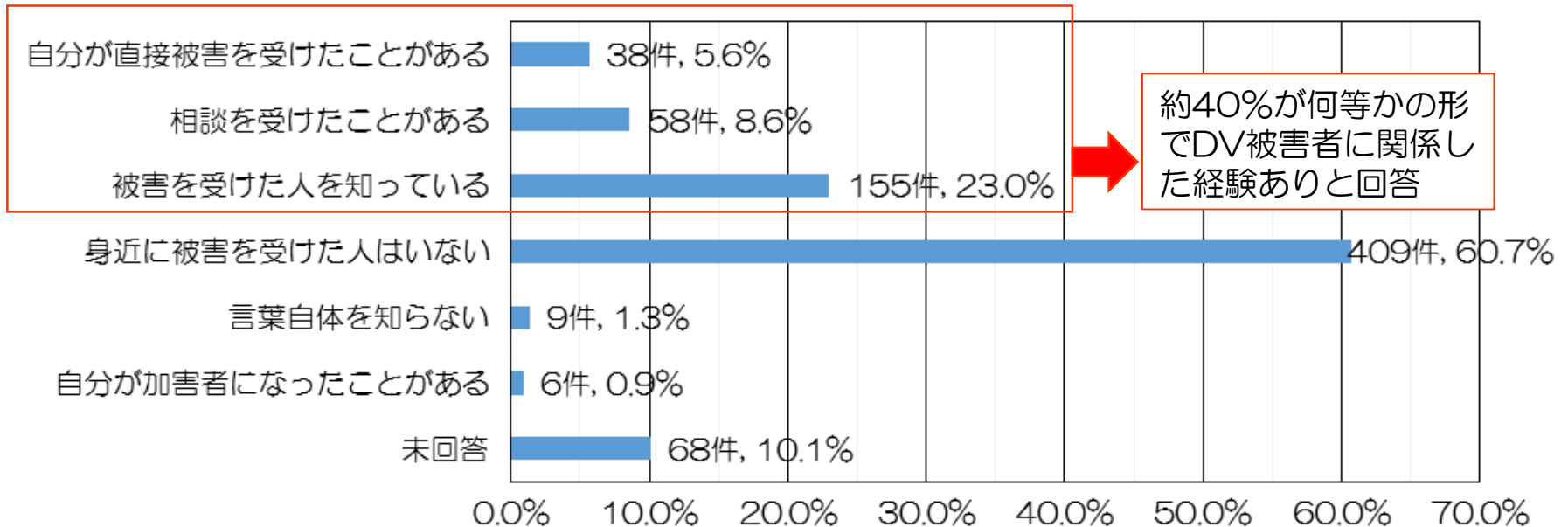
男性の約5人に1人

女性の約7人に1人は何度も受けている

(内閣府H29調査)

【市民アンケートから】

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）の経験についてお聞きします（複数回答可）。



DVの相談の状況

岩見沢市のDV相談の状況

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1.10
相談人数	19人	21人	16人	20人	14人	16人
相談回数	53回	67回	91回	107回	88回	84回

全国と北海道内の相談件数（配偶者暴力相談支援センター）

【単位：件】

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30
全国	102,963	111,172	106,367	106,110	114,441
北海道内	2,520	2,445	2,626	2,880	2,783

（内閣府男女共同参画局公表資料より作成）

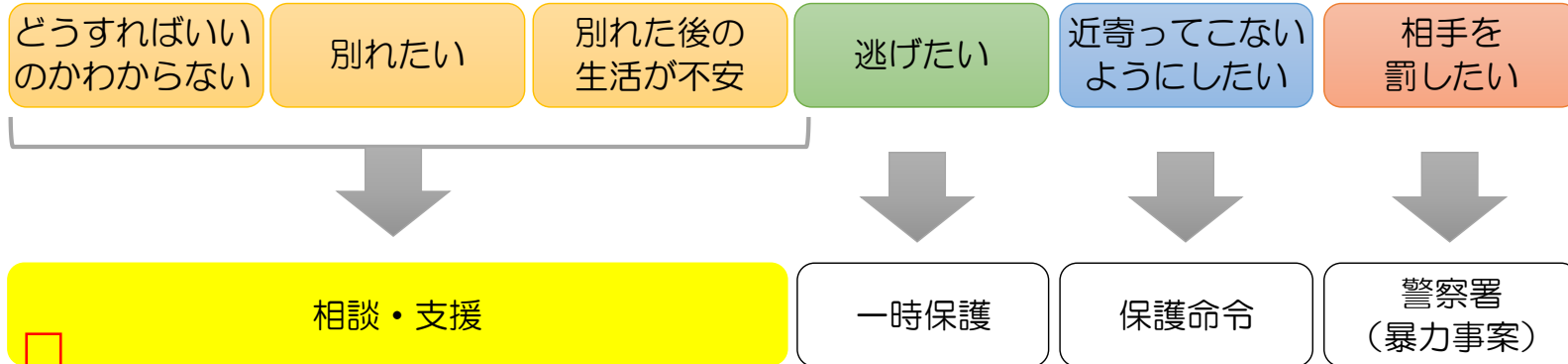
【参考】人口

岩見沢市 約 8万人

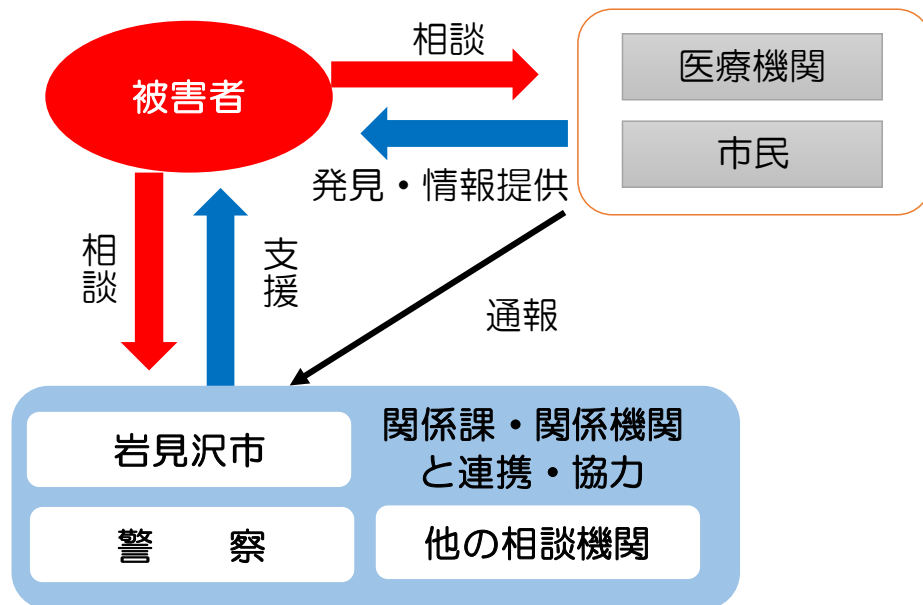
北海道 約534万人

DV被害への支援体制①

配偶者・パートナーから暴力を受けている



相談・支援の仕組み (岩見沢市)



※一時保護 道内の民間シェルターのなどの安全な場所に2週間程 避難

※保護命令 接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令 (地方裁判所に申立て)

相談窓口

岩見沢市役所市民連携室男女共同参画担当
空知総合振興局保健環境部環境生活課
北海道立女性相談援助センター

緊急時は110番通報
または最寄りの警察署・交番・駐在所へ

DV被害への支援体制②

DV被害者への支援は、通常、ステージごとに居所が変わるため、支援のつながが必要になります。また、ステージに応じて優先度や支援内容が異なります。

ステージA

加害者と同居

加害者とともに暮らしている

- 身近な相談窓口
- DVの発見
- 継続的支援
- カウンセリング
- 子育て支援
- 情報提供
- 見守り
- 一時保護の相談
- 緊急時における安全の確保

など

ステージB

一時避難

まさに家を出て役所に相談に来た、身内・知人宅に避難中、一時保護中など

- 身近な相談窓口
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護中の支援
- 今後の生活の場の確保
- 母子生活支援施設利用手続き
- その他施設（障がい者・高齢者施設等）利用手続き
- 住宅扶助（生活保護）
- 医療（生活保護・国保証の取り扱いなど）

など

※シェルターを使った一時避難は道立女性援助センターを介して行う。

ステージC

加害者と別居

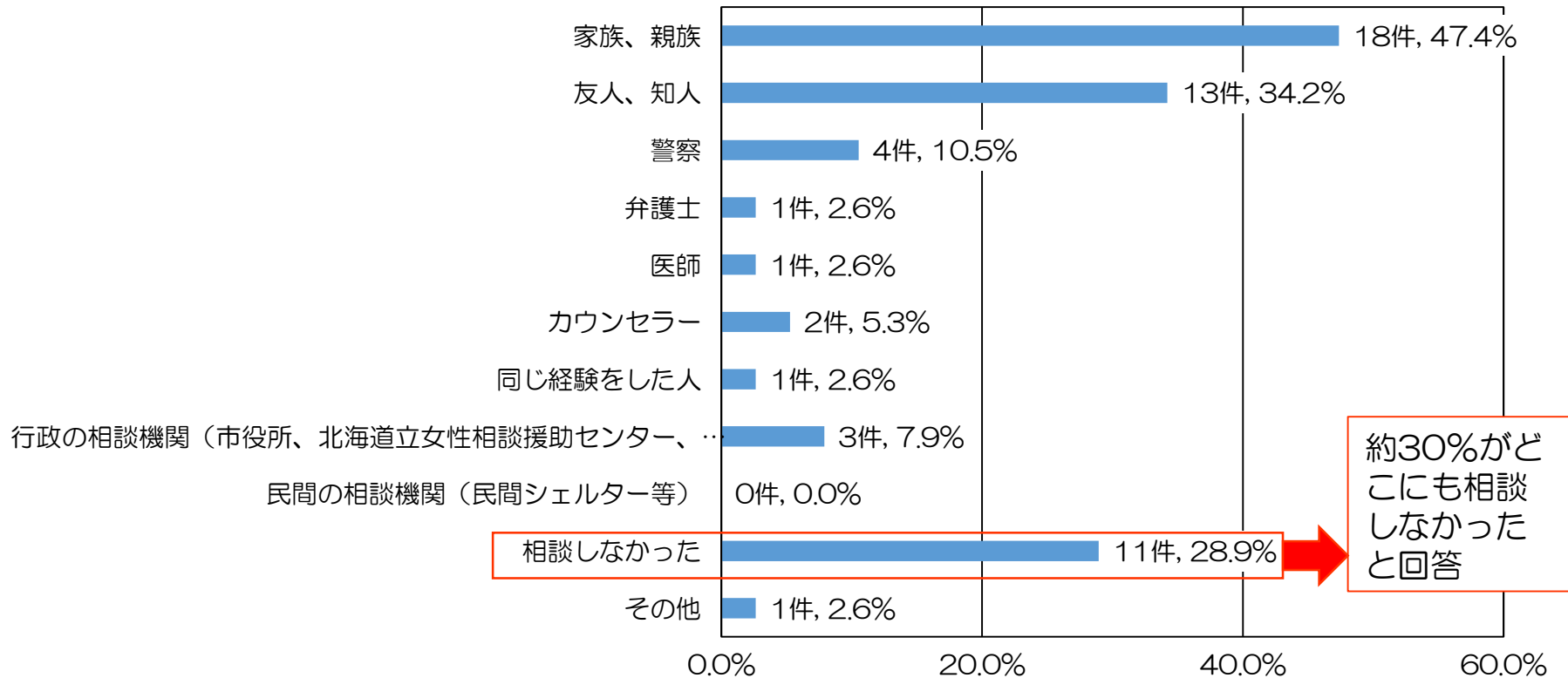
加害者と別居し、新しい生活を始めている（賃貸住宅、身内宅で生活など）

- 身近な相談窓口
- 自立に向けた継続的支援
- 生活保護・国民健康保険
- 住民基本台帳の閲覧制限支援措置
- 保育所への入所
- 児童手当、児童扶養手当
- 子育て支援
- 予防接種、検診
- ひとり親家庭への支援
- 母子生活支援施設利用
- その他施設（障がい者・高齢者施設等）利用
- 小中学校の修学手続き
- 就労支援
- カウンセリング

など

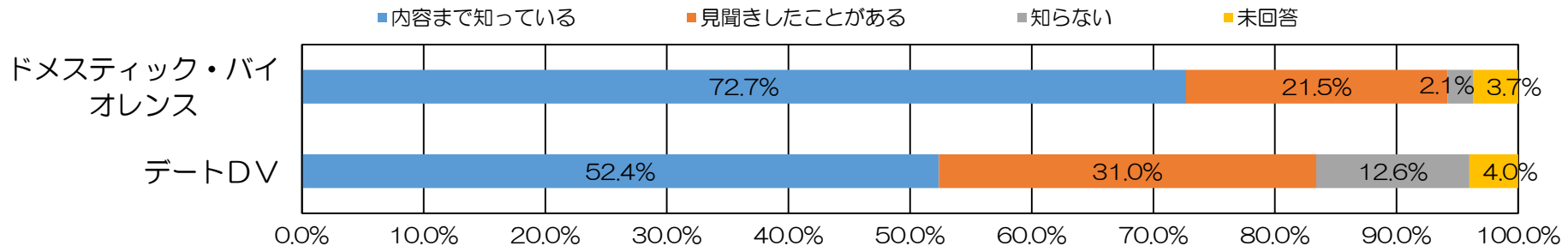
市民アンケートから①

問 「自分が直接被害を受けたことがある」と答えた方にお聞きします。
被害を受けたときにどこに相談しましたか。（〇はいくつでも）



約30%がどこにも相談しなかったと回答

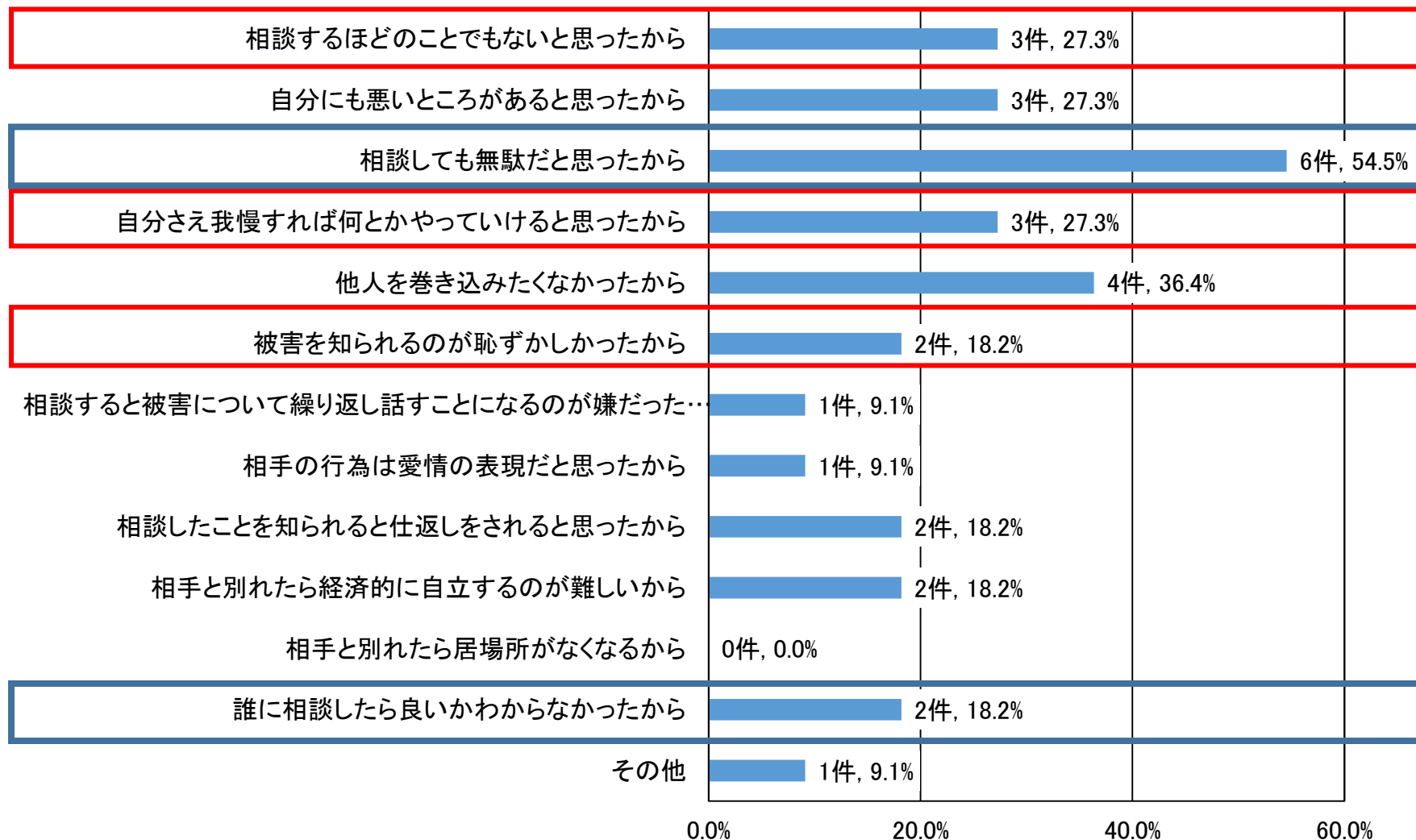
問 DVの言葉の認知度



市民アンケートから②

問

「相談しなかった」と答えた方にお聞きします。
相談しなかった理由はどのようなことですか。（〇はいくつでも）



広報いわみざわへの記事掲載



ダメ！ゼッタイ！
女性に対する暴力

女性に対する暴力根絶のシンボルマーク

みなさん、女性に対する暴力と聞いて思い浮かぶほどの具体的な暴力ですか？ と思いますか？ 夫やパートナーからの暴力ではないでしょうか。暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間所を問わず、決して許されるものではありません。

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動、期間です。この機会に女性に対する暴力について考えてみませんか。」

問合せ先 市民連携室男女共同参画担当

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や交際相手など、親密な関係でおこる暴力によるコントロール。のことで、殴ったり蹴ったりする身体に対する暴力に限らず

こんど暴力も

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や交際相手など、親密な関係でおこる暴力によるコントロール。のことで、殴ったり蹴ったりする身体に対する暴力に限らず

心身ダメージ

「どうして相談しないの?」「なんでも逃げないの?」と思う方もいるかもしれませんが、被害を受けた方は、どこにも、誰にも相談していいから、暴力を受けたいこと、暴力を受け続けることで、身も心も傷つき、逃げる気力も体力もなくなってしまいます。

そして、「経済的に自立できるのか」「逃げたらもうひと目にも遭うのでは?」「自分さえ我慢すればいい」などと考えてしまい、身動きできない状況になります。

身近な問題

国の調査によると、女性の3人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあり、7人に1人は何回も暴力を受けています。被害を受けた方の中には、どこにも相談できずに苦しんでいる方がたくさんいます。

身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、監禁する、家に入れない、食事や睡眠を制限する など
精神的暴力	怒鳴る、脅す、人前や子どもの前で侮辱、無礼、大切なものを壊す・捨てる など
経済的暴力	生活費を渡さない、無理やり働かせる・働かせない、お金の使い道を細かくチェックする など
社会的暴力	行動を監視する、外出・電話・メールを制限する、他の人と接触させない など
性的暴力	性行為を無理強いる、避妊に協力しない、中絶を強要する、性的な写真を撮る、暴力後の性行為 など

若年層の身の回りで起きていること

- JKビジネス
女子高生を利用してお金を稼ぐビジネス、性的な行為を強要される
- AV出演強要
アイドルやモデルのスカウトを装って、性的な行為を強要される
- デートDV
親密な関係にある若者の間の暴力
- デートレイプドラッグ
飲み物や食べ物に、睡眠薬などの薬を入れられ、性暴力の被害に遭う



「好きだけどなんだか怖い…」
その「愛」は本物ですか?

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動、期間です。配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーーカー行為などは、決して許される行為ではありません。特に、配偶者やパートナーなど親密な関係で起こる暴力は「DV(ドメスティック・バイオレンス)」と呼ばれ、被害が気付かれにくい危険なものです。被害者は男性のこともあります。圧倒的に女性の割合が高く、命に関わる深刻な被害になることもあります。自分や周りの人が暴力の被害者にも加害者にもならないように、この機会に考えてみましょう。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

問合せ 市民連携室男女共同参画担当

DVってどんな暴力?
パートナーを自分の思いどおりに支配・コントロールしようとする態度や行動のことです。

- 身体的暴力(殴る、蹴る など)
- 精神的暴力(怒鳴る、脅す、ばかにする など)
- 経済的暴力(生活費を渡さない など)
- 社会的暴力(家族や友人との付き合いを制限する など)
- 性的暴力(性行為を強要する など)

子どもの前で行われるDVは子どもの心身への影響が大きく、「心理的虐待」にあたります。

DVの暴力サイクル
DVにはサイクルがあると言われています。暴力が繰り返される中で次第に激しくなり、周期も短くなっていきます。できるだけ早い段階でDVに気づくことが大切です。

解放期
二度としないかと約束する
優しくする

爆発期
殴る、怒鳴るなどの暴力

緊張期
不機嫌になりすぐ怒る

相談窓口

市役所本庁 市民連携室男女共同参画担当

北海道立女性相談援助センター ☎ 011-666-9955
年末年始を除く、午前9時から午後5時、午後5時30分から8時(土・日曜日、祝日は午後5時まで)

女性の権利ホットライン ☎ 0570-070-810
午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間
法務局職員や人権擁護委員が、女性の権利に関する悩み事や心配事をお聴きします。

日程 11月18日(月)～24日(日)
時間 午前8時30分～午後7時(11月23日(祝)・24日(日)は午前10時から午後5時)

問合せ 札幌法務局岩見沢支局(有明町南1) ☎ 22局 0619

※身の危険が迫っているときは、ためらわずに110番通報をするか、その場から逃げて、警察署・交番・駐在所に助けを求めてください。

パープルリボンの無料配布&パネル展

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンの無料配布やパネル展を開催します。

日程 11月12日(火)～25日(月)

場所 市役所本庁、生涯学習センターいわなび(4西1)、あそびの広場(4西3)であえる岩見沢3階)、いわみざわ健康ひろば(3西4 第2ポルタビル1階)、イオン岩見沢店(大和4-8)

※パネル展はイオン岩見沢店のみ。

岩見沢市の取組

啓発リーフレット・カードの配布

配偶者・パートナーからの
暴力に悩んでいませんか？



ひとりで悩まず相談してください

岩見沢市

配偶者・パートナーからの暴力に
悩んでいませんか？

誰にも相談できず、悩んでいませんか？一人で頑張らずぎ
ていませんか？あなたは決して悪くありません。勇気を出して
相談してください。

身に危険が迫っているときは、すぐに110番通報するか
警察署・交番・駐在所に助けを求めてください。

街頭啓発



女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から25日）



岩見沢市内での取組

人権擁護委員によるデートDV出前授業

